資料２

◎平成３０年度地域包括支援センターの運営について

1	地域包括支援センターの運営（人員体制）について

包括的支援事業を適切に実施するため、専門職員（保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員）を設置し、さらに、高齢者の様々な相談に対応するため、認知症地域支援推進員、生活支援コーディネーター、高齢者実態把握調査員を配置しています。

また、平成２９年度からの介護予防・日常生活支援総合事業の開始に伴い、指定介護予防支援業務等において、要支援及び総合事業対象者と認定された人に対して介護予防プランの作成等を行うため介護支援専門員を配置しています。

地域包括支援センターに配置している職員の職種、主な業務内容は次の通りとなっています。

職種	人数	業務
①保健師	４人	・介護予防ケアマネジメント業務 ・一般介護予防事業
②社会福祉士	２人	・総合相談支援業務 ・権利擁護（成年後見制度の利用促進・高齢者虐待の防止・消費者被害の防止）
③主任介護支援専門員	２人	・包括的・継続的ケアマネジメント支援業務（地域ケア会議・ケアマネジャーへの指導相談・支援困難事例等への指導助言）
④認知症地域支援推進員	１人	・認知症相談 ・認知症施策の推進
⑤生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）	１人（兼務）	・生活支援体制整備事業の推進（高齢者のニーズとボランティア等のマッチングにより、多様な主体による生活支援を充実させる。）
⑥高齢者実態調査員	７人	・高齢者世帯を訪問し生活状況調の把握し、必要に応じて各種サービスの利用に繋げる。
⑦介護支援専門員	４人	介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務 ※一部を居宅介護支援事業所へ委託しています。

2	地域包括支援センターの実施事業について

（1）包括的支援事業

高齢者の生活上の様々な相談、成年後見制度等を利用するための支援、高齢者虐待の早期発見・防止と対応、介護支援専門員の質の向上を図るための指導・助言・介護支援専門員のネットワーク構築を行います。

区分	主な内容
①総合相談支援業務	高齢者に対するワンストップサービスの拠点として、地域に住む高齢者の様々な相談を受け止め、適切な機関、制度、サービスにつなぎ継続的にフォローします。 〇窓口、電話による相談　〇高齢者実態把握
②権利擁護業務	高齢者に対する虐待の防止や早期発見・対応、その他権利擁護のための必要な援助を行います。 〇高齢者虐待防止の活動　〇虐待通報への対応 〇虐待に関する医療介護専門職の連携（対応マニュアルの共有）
③包括的ケアマネジメント支援業務	介護支援専門員に対し、日常的な個別相談や支援困難事例等への指導・助言を行います。 〇地域ケア個別会議　〇講演会、研修会の開催 〇地域包括ケアシステムの普及啓発
④在宅医療・介護連携推進事業	多職種の協働による在宅医療と介護の一定的なサービス提供のための体制づくりを行います。 〇医療と介護連携会議の開催　〇地域ケア会議の開催 〇在宅医療講座の開催　〇講演会、研修会の実施 〇医師会、歯科医師会、薬剤師会との連携推進
⑤生活支援体制整備事業	高齢者の日常生活を支える生活支援サービスの体制整備を図るとともに、高齢者の社会参加を促進します。 〇生活支援コーディネーターの配置 〇協議体の設置運営による生活支援体制の整備
⑥認知症施策推進事業	認知症になっても住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域で支える仕組みづくりの構築や、認知症予防の啓発を行います。 〇認知症地域支援員の配置　〇認知症初期集中支援チームの配置 〇認知症サポーター養成講座の開催　〇認知症予防講座の開催 〇見守り SOS ネットワーク事業等の利用促進

（２）その他各種事業の実施状況（任意事業）

介護保険の被保険者、介護者、その他それぞれの事業として市町が認めるものを対象に、地域の実情に応じて、地域での生活が継続できるように任意に実施する事業です。

事業名称	内容
①介護給付費等適正化事業	介護サービス費の適正利用を推進するため、不必要、不適切なサービス提供に対する改善指導を行います。 〇ケアプランチェックや介護支援専門員への指導 〇適正なサービス利用の啓発　〇介護給付費通知
②家族介護支援事業	要介護高齢者の介護をしている家族等への支援を行います。 〇家族介護教室　〇認知症高齢者見守り事業 〇家族介護継続支援事業
③その他の事業	その他の事業として地域の実情に応じて事業を実施します。 〇成年後見制度利用支援事業　〇福祉用具・住宅改修支援事業 〇認知症サポーター等養成事業　〇給食サービスによる見守り 〇安心見守りコール事業

（３）指定居宅介護支援事業

地域包括支援センターの専門職や介護支援専門員（ケアマネージャー）が、要支援認定の方や総合事業対象者のケアプランを作成します。

ケアプランの一部は、居宅介護支援事業所に委託しています。

３	介護予防・日常生活支援総合事業

（１）介護予防・生活支援サービス事業費

要支援認定を受けた方及び事業対象者となった方を対象に、介護予防サービス（訪問型サービス・通所型サービス）を提供します。

訪問型サービス

サービス名称	サービスの内容
①介護予防訪問サービス	指定訪問介護事業所のホームヘルパーが訪問し、身体介護（入浴・排泄介助等）や家事援助（掃除・洗濯・買物等）を行います。
②家事援助訪問サービス	指定訪問介護事業所のホームヘルパー等が訪問し、家事援助（掃除・洗濯・買物等）を行います。
③地域活動訪問サービス	地域住民やボランティアグループ等が、地域の事業対象者の見守りや簡単な生活支援を行います。

通所型サービス

サービス名称	サービスの内容
①介護予防通所サービス	指定通所介護事業所にて、生活機能を維持向上し、要介護状態を予防するための機能訓練等を行います。
②自立支援通所サービス	指定通所介護事業所にて、自立した生活の維持を目的とした体操やレクリエーション等を行います。
③短時間通所サービス（ﾐﾆﾃﾞｲ）	委託介護予防事業所等にて、体力の向上を目的とした運動プログラムを行います。

（2）介護予防ケアマネジメント

総合事業における介護予防サービスの利用者のケアプランを作成します。

サービス名称	サービスの内容
①介護予防ケアマネジメントＡ	指定介護予防事業所のサービスを利用する方のケアプランを作成します。
②介護予防ケアマネジメントＢ	指定介護予防事業所以外の多様なサービスを利用する方のケアプランを作成します。

（3）一般介護予防事業費

高齢者全般の健康づくりや介護予防を目的として、高齢者が元気で活躍できる地域づくりに取り組みます。

事業名称	主な内容
①介護予防把握事業	地域の事情に応じて収集した情報等の活用により、閉じこもり等何らかの支援を要する方を把握し、介護予防活動へ繋げます。
②介護予防普及啓発事業	介護予防活動の普及・啓発を行います。
③地域介護予防活動支援事業	地域における住民主体の介護予防活動の育成・支援を行います。 〇高齢者通いの場づくり助成事業　〇通いの場への講師派遣 〇百歳体操インストラクター派遣
④地域リハビリテーション活動支援事業	地域における介護予防の取り組みを機能強化するために、リハビリテーション専門職等を派遣し、介護予防の取り組みを総合的に支援します。